

証券コード 2130
平成23年6月10日

株 主 各 位

東京都品川区西五反田5丁目2番4号
株 式 会 社 メ ン バ ー ズ
代表取締役社長 剣 持 忠

第16期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第16期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成23年6月24日（金曜日）営業時間終了時（午後6時00分）までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

- | | | |
|------------|--|--|
| 1. 日 | 時 | 平成23年6月27日（月曜日）午前10時 |
| 2. 場 | 所 | 東京都品川区西五反田8丁目4番13号
ゆうぼうと6階 芭蕉
（会場が昨年と異なっておりますので、末尾の会場ご案内図
をご参照いただき、お間違いのないようご注意ください。） |
| 3. 目 的 事 項 | | |
| 報 告 事 項 | 第16期（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）事業報告および計算書類報告の件 | |
| 決 議 事 項 | | |
| 第1号議案 | 定款一部変更の件 | |
| 第2号議案 | 取締役4名選任の件 | |
| 第3号議案 | 監査役1名選任の件 | |
| 第4号議案 | 当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の継続承認の件 | |

以 上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

なお、株主総会参考書類ならびに事業報告および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス<http://www.members.co.jp/>）に掲載させていただきます。

#### 会社説明会開催のご案内

定時株主総会終了後、引き続き株主総会会場「芭蕉」におきまして、株主の皆様当社へのご理解をより深めていただくため、「会社説明会」を開催いたします。

お時間の許す株主様には定時株主総会とあわせてご参加賜りますようご案内申しあげます。

## (提供書面)

### 事業報告

(平成22年4月1日から  
平成23年3月31日まで)

## 1. 会社の現況

### (1) 当事業年度の事業の状況

#### ① 事業の経過および成果

当事業年度（平成22年4月から平成23年3月）におけるわが国の経済は、経済対策の影響により回復基調が見られるものの、円高や雇用環境の悪化が続き、景気は不透明な状況で推移しました。また、本年3月11日には東日本大震災という未曾有の大災害が発生し、個人消費の冷え込みや雇用環境の一層の悪化による経済の不透明感が続くことが懸念されます。

このような状況の中、当社が属するインターネット業界ではSNS（ソーシャルネットワーキングサービス）は企業、ユーザー双方に欠かせないサービスとなりつつあり、実名SNSであるFacebookは全世界で約6億人のユーザーを持ち、全世界でユーザーを拡大しております。日本でもFacebookの利用者は増加のペースを速めており、実名インターネット時代を象徴するFacebookの浸透によってインターネット業界は新たな局面へと移行しつつあります。

そのような中、企業のソーシャルメディアマーケティングへの取り組み、特にFacebookを活用したマーケティングの需要は急速に拡大しております。Facebookマーケティングがネットマーケティングの中核となることを想定し、中期経営計画に沿って「企業のネットマーケティングを総合的に支援するインタラクティブ・エージェンシー」から、「ソーシャルメディア時代をリードし、クライアントと共にビジネスを創造するネットビジネスパートナー」となるべく事業モデルの転換や強化を図ってまいりました。

また、既存サービスの更なる強化と同時にソーシャルメディアマーケティングサービスの領域を強化するための重要なパートナー戦略として、平成22年7月28日にデジタル・アドバタイジング・コンソーシアム株式会社（本社：東京都渋谷区、代表取締役社長：矢嶋弘毅 以下、DAC）と資本・業務提携を行いました。

さらに、従来からの強みであるネットビジネス運用代行やソーシャルコミュニティのプロデュースや運営代行業を重点領域として強化するためにプロデューサー育成や、拡大する運用代行サービスにおける専門職制度としてネットクルー職を新設し、安定して拡大可能な運用体制の確立を図っております。加えて、クライアント企業に提供する品質の基準を「メンバーズ・クオリティ」として定義し、メンバーズ・クオリティを当社が提供するすべてのサービスに適用することで、サービス品質向上にも取り組んでおります。

以上の結果、当事業年度の売上高は4,566百万円（前期比14.9%増）、営業利益は111百万円（前期比2.7%減）、経常利益は108百万円（前期比10.8%減）、当期純利益135百万円（前期比138.5%増）となりました。

| 事業区分        | 売上高      | 生産高（受注高） |
|-------------|----------|----------|
| ネットビジネス支援事業 | 4,566百万円 | 4,481百万円 |

- ② 設備投資の状況  
該当事項はありません。
- ③ 資金調達の状況  
該当事項はありません。
- ④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況  
当社は、経営資源をソーシャルメディアマーケティング分野へ集中させるため、平成22年9月30日を効力発生日として、検索エンジンの広告最適化事業を株式会社ブレインパッドに、事業譲渡いたしました。
- ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況  
該当事項はありません。
- ⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況  
該当事項はありません。
- ⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況  
該当事項はありません。

## (2) 直前3事業年度の財産および損益の状況

| 区 分                               | 第 13 期<br>(平成20年3月期) | 第 14 期<br>(平成21年3月期) | 第 15 期<br>(平成22年3月期) | 第 16 期<br>(当事業年度)<br>(平成23年3月期) |
|-----------------------------------|----------------------|----------------------|----------------------|---------------------------------|
| 売 上 高(千円)                         | 4,619,841            | 4,720,100            | 3,974,584            | 4,566,353                       |
| 当期純利益または当期純損失(千円)<br>(△)          | △493,427             | 16,084               | 56,999               | 135,966                         |
| 1株当たり当期純利益または1株当たり当期純損失(△)<br>(円) | △17,314.08           | 570.03               | 2,020.03             | 4,818.62                        |
| 総 資 産(千円)                         | 1,848,351            | 1,492,722            | 1,612,557            | 1,706,599                       |
| 純 資 産(千円)                         | 754,769              | 770,854              | 828,367              | 966,306                         |
| 1株当たり純資産額 (円)                     | 26,748.75            | 27,318.78            | 29,339.40            | 34,170.53                       |

- (注) 1. 千円単位の記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。
2. 第13期においては、1株当たり当期純損失および1株当たり純資産額は、小数点第2位未満を切り捨てて表示しております。
3. 1株当たり当期純利益または1株当たり当期純損失は、期中平均発行済株式数により算出しております。
4. 1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数により算出しております。
5. 第13期は、決算期変更に伴い10ヶ月間となっております。

### (3) 重要な親会社および子会社の状況

#### ① 親会社との関係

該当事項はありません。

#### ② 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

#### ③ その他

##### ・重要な資本業務提携の状況

当社は、平成22年7月28日に開催された取締役会において、デジタル・アドバタイジング・コンソーシアム株式会社（本社：東京都渋谷区、代表取締役社長：矢嶋弘毅 以下、DAC）との資本・業務提携を行うことを決議し、DACとの間で資本・業務提携契約を締結いたしました。

また、DACは、当社の既存株主からの株式譲受けにより、当社の主要株主に該当することとなりました。

##### i) 資本提携の内容

両社の関係をより緊密なものとするため、DACは以下の通り当社の株式を取得いたしました。

|       |                          |
|-------|--------------------------|
| 取得株式数 | 普通株式 5,588株（議決権割合 19.8%） |
| 取得日   | 平成22年7月29日（木）            |

##### ii) 業務提携の内容

DACおよび当社は、以下のサービスに関し、DACグループおよび当社のもつノウハウを相互に活かし、共同で取り組む範囲の拡大および協業の推進を行います。

(a) ネットビジネス運営代行サービス

(b) ソーシャルコミュニティ運営代行サービス

(c) スマートフォンを利用したマーケティングソリューション

上記以外にも、当社と、インターネットマーケティングにおいて様々な事業を展開するDACグループとの間で、相互に人材交流やサービスを補完する等、連携の拡大を図ります。

#### (4) 対処すべき課題

当事業年度においては、既存ネットビジネス運営代行サービスに加え、顧客のビジネス成果を継続的に向上させる取り組みの一環としてソーシャルメディア、特にFacebookマーケティングサービスの提供に注力してまいりましたが、ネットビジネス運営代行の安定拡大のためのネットクルー職の採用、個別案件毎の収益管理の徹底や生産性向上の取り組みなど、それらを含めた顧客企業のネットビジネスの包括的な運営代行サービスのロールモデル化の進捗が想定より遅れた結果、前年度より増収したものの、若干の減益となりました。また、当社はFacebookをはじめとするソーシャルメディア関連のサービス提供を競合企業に先駆けていち早く行ってまいりましたが、大手広告代理店なども含めた競合企業も続々と参入してきているため、競合企業との差別化を図り、ソーシャルメディア時代のインターネットマーケティング分野における当社の強みを明確に示していく必要があります。さらに、顧客のニーズはインターネットマーケティング単独での成果向上から、顧客のビジネス全体の中にインターネット施策を位置づけ、ビジネス成果全体を向上させることに変化してきています。従って当社としては、大手優良企業顧客との取引において、ビジネス成果向上の実績を積み上げ、顧客企業の信頼と満足を勝ち得ること、およびそのために必要な人材リソースの確保・育成が重要な課題であると考えています。

#### (5) 主要な事業内容（平成23年 3月31日現在）

| 事業内容      | 主 要 製 品                                                                                  |
|-----------|------------------------------------------------------------------------------------------|
| ネットビジネス支援 | ・インターネット広告代理業務の企画・提案・販売・運営<br>・ウェブ・インテグレーション業務の企画・提案販売・運営<br>・マーケティング・ツールの企画・開発・提案・販売・運営 |

#### (6) 主要な営業所（平成23年 3月31日現在）

本 社：東京都品川区西五反田

#### (7) 使用人の状況（平成23年 3月31日現在）

| 使用人数     | 前事業年度末比増減  | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|----------|------------|-------|--------|
| 154（20）名 | 15名減（12名増） | 32.0歳 | 3.4年   |

（注） 1．使用人数は就業人員数であり、臨時使用人数は（ ）内に当事業年度の平均雇用人数を外数で記載しております。

2．使用人数が前事業年度末と比べて15名減少しておりますが、その主な理由は、退職によるものであります。

(8) 主要な借入先の状況（平成23年3月31日現在）

| 借入先      | 借入額      |
|----------|----------|
| さわやか信用金庫 | 50,652千円 |

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 株式の状況（平成23年3月31日現在）

- |               |          |
|---------------|----------|
| (1) 発行可能株式総数  | 100,000株 |
| (2) 発行済株式の総数  | 29,560株  |
| (3) 株主数       | 817名     |
| (4) 上位10名の大株主 |          |

| 株 主 名                     | 持株数    | 持株比率  |
|---------------------------|--------|-------|
| 剣 持 忠                     | 8,528株 | 30.2% |
| デジタル・アドバタイジング・コンソーシアム株式会社 | 5,588  | 19.8  |
| 株 式 会 社 リ ク ル ー ト         | 2,832  | 10.0  |
| 有 限 会 社 光 パ ワ ー           | 1,700  | 6.0   |
| メ ン バ ー ズ 従 業 員 持 株 会     | 1,142  | 4.0   |
| 株 式 会 社 光 通 信             | 1,020  | 3.6   |
| 株 式 会 社 ジ ャ ス ト           | 750    | 2.7   |
| 小 峰 正 仁                   | 483    | 1.7   |
| 増 田 利 光                   | 483    | 1.7   |
| 山 本 治                     | 408    | 1.4   |

（注）持株比率は自己株式（1,343株）を控除して計算しております。



### 3. 新株予約権等の状況

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況  
(平成23年3月31日現在)

|                                |               | 平成16年新株予約権                | 平成17年新株予約権                | 平成21年新株予約権                   |
|--------------------------------|---------------|---------------------------|---------------------------|------------------------------|
| 取締役会決議日                        |               | 平成17年2月9日                 | 平成17年9月1日                 | 平成21年12月15日                  |
| 新株予約権の数                        |               | 299個                      | 263個                      | 180個                         |
| 新株予約権の目的となる株式の種類および数           |               | 普通株式 299株                 | 普通株式 263株                 | 普通株式 180株                    |
| 新株予約権の発行価額                     |               | 無償                        | 無償                        | 無償                           |
| 新株予約権の行使時の払込金額 (円)             |               | 45,000                    | 50,000                    | 18,067                       |
| 権利行使期間                         |               | 自平成18年9月1日<br>至平成26年7月31日 | 自平成19年9月1日<br>至平成27年7月31日 | 自平成23年12月16日<br>至平成26年12月15日 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の資本組入額 (円) |               | 資本組入額<br>22,500           | 資本組入額<br>25,000           | 資本組入額<br>9,034               |
| 新株予約権の行使の条件                    |               | (注) 1～3                   | (注) 1～3                   | (注) 4                        |
| 役員の保有状況                        | 取締役(社外取締役を除く) | 保有者数 1名<br>保有数 35個        | 保有者数 —<br>保有数 —           | 保有者数 2名<br>保有数 80個           |
|                                | 社外取締役         | 保有者数 —<br>保有数 —           | 保有者数 1名<br>保有数 10個        | 保有者数 1名<br>保有数 40個           |
|                                | 監査役(社外監査役を除く) | 保有者数 —<br>保有数 —           | 保有者数 —<br>保有数 —           | 保有者数 1名<br>保有数 40個           |
|                                | 社外監査役         | 保有者数 —<br>保有数 —           | 保有者数 1名<br>保有数 10個        | 保有者数 1名<br>保有数 10個           |

(注) 1. 新株予約権行使時の前事業年度末の当社の営業利益が150百万円以上であることを要する。

2. 新株予約権の割当てを受けた者が死亡した場合は、相続人がその権利を行使することができる。

3. 次の各号に該当する場合、新株予約権は喪失し、権利行使はできないものとする。

①新株予約権の割当てを受けた者が、当社の取締役、監査役もしくは従業員、関連会社の取締役もしくは従業員、または当社が業務を委託している会計士もしくはコンサルタントのいずれでもなくなった場合。ただし、取締役会が認めた場合はこの限りでない。

②新株予約権の割当てを受けた者が、禁固刑以上の刑に処せられた場合。

③新株予約権の割当てを受けた者が、新株予約権の第三者に対する質入れその他の処分をした場合。

④その他の条件については、株主総会および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結した新株予約権付与契約に定めるところによる。

#### 4. 新株予約権行使の条件

①新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）が死亡した場合は、新株予約権者の法定相続人のうち1名（以下「権利承継者」という。）に限り、新株予約権を承継することができる。なお、権利承継者につき相続が開始された場合、その相続人は新株予約権を相続することはできない。

②次の各号に該当する場合、新株予約権者は新株予約権を喪失し、権利行使はできないものとする。

(a) 新株予約権の割当てを受けた者が、当社の取締役、監査役もしくは従業員のいずれでもなくなった場合。

(b) 新株予約権の割当てを受けた者が、禁固以上の刑に処せられた場合。

(c) 新株予約権の割当てを受けた者が、新株予約権の第三者に対する質入れその他の処分をした場合。

③その他の条件については、株主総会および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによるものとする。

## (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

## 4. 会社役員の状況

### (1) 取締役および監査役の状況（平成23年3月31日現在）

| 会社における地位   | 氏名      | 担当および重要な兼職の状況               |
|------------|---------|-----------------------------|
| 代表取締役社長    | 剣持 忠    |                             |
| 取締役兼常務執行役員 | 小 峰 正 仁 | コーポレートサービスディビジョン<br>ディビジョン長 |
| 取締役        | 吉 井 信 隆 | インターウォーズ株式会社<br>代表取締役社長     |
| 常勤監査役      | 土 屋 洋   |                             |
| 監査役        | 露 木 琢 磨 | 露木・赤澤法律事務所                  |
| 監査役        | 甘 粕 潔   |                             |

- (注) 1. 取締役吉井信隆氏は、社外取締役であります。
2. 監査役露木琢磨氏および監査役甘粕潔氏は、社外監査役であります。
3. 監査役露木琢磨氏および監査役甘粕潔氏は、名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 監査役露木琢磨氏は、弁護士の資格を有しております。
5. 当社では、業務執行をより機動的に行うため、執行役員制度を導入しております。執行役員は3名で、上記のうち社外取締役1名を除く2名の取締役のほか、原裕氏で構成されております。

### (2) 当事業年度中に辞任または解任された取締役および監査役

| 氏名      | 退任日         | 退任事由 | 退任時の地位・担当及び重要な兼職の状況            |
|---------|-------------|------|--------------------------------|
| 小 林 大 三 | 平成22年12月17日 | 辞 任  | 社外取締役<br>株式会社リクルートMIT United局長 |

### (3) 取締役および監査役に支払った報酬等の総額

| 区 分        | 支給人員      | 報 酬 額                 |
|------------|-----------|-----------------------|
| 取（うち社外取締役） | 3名<br>(1) | 26,890千円<br>(2,485千円) |
| 監（うち社外監査役） | 4名<br>(3) | 13,519千円<br>(5,024千円) |
| 合（うち社外役員）  | 7名<br>(4) | 40,410千円<br>(7,509千円) |

- (注) 1. 上記には、平成22年6月28日開催の第15期定時株主総会終結の時をもって退任した監査役1名を含んでおります。
2. 平成22年12月17日をもって退任した社外取締役（1名）は無報酬であります。

3. 取締役の支給額には、使用人兼務役員の使用人分給与は含まれておりません。使用人分給与は次のとおりであります。

使用人兼務役員 15,264千円

4. 上記の支給額には以下のものが含まれております。

- ・ストック・オプションによる報酬額364千円（取締役3名に対し255千円（うち社外取締役1名に対し85千円）、監査役3名に対し109千円（うち社外監査役2名に対し24千円））。

5. ① 取締役の報酬限度額は、平成12年8月3日開催の第5期定時株主総会において年額150,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。

② 上記①とは別枠で、取締役にストックオプションとして割り当てる新株予約権に関する報酬の限度額は、平成21年6月29日開催の第14期定時株主総会において年額15,000千円以内と決議をいただいております。

6. ① 監査役の報酬限度額は、平成12年8月3日開催の第5期定時株主総会において年額30,000千円以内と決議をいただいております。

② 上記①とは別枠で、監査役にストックオプションとして割り当てる新株予約権に関する報酬の限度額は、平成21年6月29日開催の第14期定時株主総会において年額3,000千円以内と決議をいただいております。

#### (4) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等との兼職状況（他の会社の業務執行者である場合）および当社と当該他の法人等との関係

- ・社外取締役の吉井信隆氏はインターウォーズ株式会社代表取締役社長であります。当社と同社との間で、採用コンサルティング契約およびコンサルティング契約を締結しておりますが、特別な利害関係はありません。

- ② 他の法人等の社外役員等としての重要な兼任状況および当社と当該他の法人等との関係

該当事項はありません。

- ③ 当事業年度における主な活動状況

- ・取締役会および監査役会への出席状況

|               | 取 締 役 会<br>(19回開催) |       | 監 査 役 会<br>(4回開催) |       |
|---------------|--------------------|-------|-------------------|-------|
|               | 出 席 回 数            | 出 席 率 | 出 席 回 数           | 出 席 率 |
| 取 締 役 吉 井 信 隆 | 17回                | 89%   | —                 | —     |
| 取 締 役 小 林 大 三 | 14                 | 93    | —                 | —     |
| 監 査 役 露 木 琢 磨 | 16                 | 84    | 4                 | 100   |
| 監 査 役 甘 粕 潔   | 11                 | 79    | 3                 | 100   |

- (注) 1. 取締役小林大三氏は平成22年12月17日をもって退任しております。退任前の取締役会開催は14回であり、出席率は退任前の開催回数により算出しております。
2. 監査役甘粕潔氏の就任は平成22年6月28日であります。就任後の取締役会開催は14回、監査役会開催は3回であり、出席率は就任後の開催回数により算出しております。

・取締役会における発言状況

取締役吉井信隆氏ならびに小林大三氏は、議案の審議等に際して適宜必要な発言を行い、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行いました。

・監査役会における発言状況

監査役露木琢磨氏ならびに監査役甘粕潔氏は、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社の経理システムならびに内部監査について適宜、必要な発言を行いました。

④ 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役および各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、次のとおり同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

・契約締結日以降、その任務を怠ったことにより当社に損害を与えた場合において、社外取締役および社外監査役がその職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限定額を限度として当社に対し損害賠償責任を負うものとし、当該賠償責任額を超える部分については、当社は社外取締役および社外監査役を当然に免責します。

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 名称

監査法人アヴァンティア

### (2) 報酬等の額

|                                | 支 払 額    |
|--------------------------------|----------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額            | 18,000千円 |
| 当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 18,000千円 |

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

### (3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

### (4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得たうえで、または、監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

## 6. 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制  
その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

- ① 取締役および従業員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社の全取締役および全従業員が法令や会社諸規程を遵守し、コンプライアンスを重視した継続企業（ゴーイングコンサーン）として存続・発展するために全員が遵守すべき行動規範を制定し、周知徹底する。

当社は、既にコンプライアンス担当取締役を任命し、その主導の下にリスク・コンプライアンス委員会を設置しており、定期的に法令違反等の有無の報告、処分を含む処置に当らせる。

- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社は、既に文書管理規程を制定しているが、全取締役はこの規程の定めるところに従って情報の保存および管理を行う。また、文書の電子化等の新しい技術の進歩、保存方法の進化等に常に留意し、時代の変化に対応した文書管理規程の見直し・改訂を行う。また取締役は全従業員に対し情報の保存等に関して適宜指導し、取締役や監査役の閲覧の要望に迅速に対応できる体制を構築する。

- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、既にリスク管理規程を制定しているが、自然災害を含む企業のあらゆるリスク発生時の具体的対応マニュアル等を速やかに整備し、全社員に周知徹底する。またこれらのリスクによる経済的損失をカバーする各種の損害保険等について定期的に見直す。

- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

高い独立性と専門性に立ち取締役会の監督機能を果たすため、1～2名の社外取締役と2名の社外監査役を置く。

定例取締役会を毎月1回原則として全取締役および全監査役出席の下に開催し、取締役会規程および関係法令に定められた重要な意思決定を行う。取締役および監査役は必要と認めた場合、意見を述べるとともに特に取締役が反対意見の時はこれを議事録に記録する。議案は原則として書面の説明書をつけ会日の数日前には常勤役員（取締役および監査役）に配布する。

また取締役会の決定事項の徹底を図るためおよび取締役会の意思決定に資するため経営会議を定期的開催し、全常勤役員はこれに出席する。

- ⑤ 監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項およびその従業員の取締役からの独立性に関する事項

監査役の職務を補助すべき独立の従業員は当面置かないが、監査役がその職務を行う上で従業員の補助を求めた場合は、監査役の同意を得てコーポレートサービスディビジョン人事総務グループの社員を当てる。当該社員の人事考課等に際しては、監査役の参考意見を求める。

- ⑥ 取締役および従業員が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に対する体制

原則として監査役が1名も出席しない臨時の取締役会は開催しない。定例および臨時の取締役会において取締役は業務の執行状況の報告を行うとともに、会社の信用を著しく損なう案件や会社の業績に重大な悪影響を及ぼす案件等については、全容を明らかにし、監査役の意見を聴取する。

- ⑦ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役の過半数は、社外監査役とする。常勤および非常勤社外監査役の人選等は現任する監査役の意見を聴取し、決定する。

監査役会は、監査に関係する当社の会計監査人およびコーポレートサービスディビジョン人事総務グループとの連携を密にし、各監査機関の監査の実効等を期すため、取締役に対して意見および情報の提供等を行う。



## 7. 会社の支配に関する基本方針

### (1) 基本方針の内容

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値および株主共同の利益を最大限に確保し、より向上させるという最終的な目的を理解しているものでなければならないと考えます。

従いまして、特定の者またはグループが当社の総議決権の20%以上の議決権を有する株式を取得することにより、当社の企業価値または株主の皆様へに共通する利益が毀損されるおそれが存在すると考えられる場合には、かかる特定の者またはグループが当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であるとして、法令および定款によって許容される限度において、当社の企業価値または株主の皆様へに共通する利益を保全するための相応な措置を講ずることといたします。

### (2) 基本方針実現のための取組み

#### 1) 基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は平成7年の創業以来、“デジタルマーケティングインテグレーションを通じて豊かなデジタルインフラ社会の創造に大きく貢献する”ことを経営理念とし、「インターネット社会において双方向のマーケティング・テクノロジーにより消費者と企業とのベスト・マッチングを実現するナビゲーターとしての役割を果たし、消費者起点の社会の創造に貢献する。」というビジョンのもと、インターネットマーケティング関連事業を軸として企業価値の最大化を目指してまいりました。このような理念の下、当社は従来より顧客企業のマーケティング成果の最大化のために、ウェブインテグレーションやインターネット広告代理サービスを融合し提供してまいりました。また、今後はより上位の観点で顧客企業のビジネス成果を最大化するために、顧客企業のインターネット・ビジネス・パートナーとして、ウェブインテグレーションやインターネット広告代理などのサービスを包括的かつ成果向上型で提供し、顧客企業のインターネットを活用したサービス開発や事業開発を支援いたします。それを通じて当社自身の収益を拡大し、顧客企業の信頼と満足度を向上させ、企業価値を高めてまいります。

2) 基本方針に照らして不適切な者が支配を獲得することを防止するための取組み

当社は、平成20年6月27日開催の第13期定時株主総会において「当社株券等の大規模買付行為への対応策（買収防衛策）」（以下本プランといいます。）の導入を決議し、平成22年6月28日の第15期定時株主総会においても本プランの継続を決議いたしております。

本プランは、当社株券等の20%以上を取得しようとする者が従うべき手続きとして、①事前に大規模買付者が当社取締役会に対して必要かつ十分な情報を提供し、②当社取締役会による一定の評価期間が経過した後に大規模買付行為を開始する、という「大規模買付ルール」を定めています。具体的な手続は次のとおりです。

#### ① 情報提供の要求

大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、当社代表取締役宛に、大規模買付ルールに従う旨の意向表明書をご提出いただきます。

大規模買付者には、当社取締役会に対して、当社株主の皆様の判断および当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な情報「以下（必要情報）」を提供していただきます。

そして、当社は、上記意向表明書受領後10営業日以内に、大規模買付者から当初提供いただくべき必要情報のリストを当該大規模買付者に交付します。

#### ② 取締役会による評価等

当社取締役会は、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、大規模買付者が当社取締役会に対し必要情報の提供を完了した後、60日間「対価を現金(円貨)のみとする公開買付による当社全株式の買付けの場合」または90日間(その他の大規模買付行為の場合)を取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として与えられるべきものと考えます。従って、大規模買付行為は、取締役会評価期間の経過後にのみ開始されるものとします。取締役会評価期間中、当社取締役会は独立の外部専門家等の助言を受けながら、提供された本必要情報を十分に評価・検討し、当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、公表します。また、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として当社株主の皆様に対し代替案を提示することもあります。

### ③ 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者により、大規模買付ルールが遵守されなかった場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、後記独立委員会の勧告を最大限に尊重しつつ、当社の企業価値および株主共同の利益を守ることを目的として、新株予約権の発行等、会社法その他の法律および当社定款が認める対抗措置をとり、大規模買付行為に対抗する場合があります。

### ④ 独立委員会の設置

当社取締役会が上記対応策を適正に運用し、取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止するためのチェック機関として、独立委員会を設置します。独立委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している当社社外取締役、当社社外監査役、ならびに社外有識者の中から選任します。

本プランの詳細については、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス<http://www.members.co.jp/>）に掲載している平成22年5月26日付ニュースリリースをご覧ください。

### 3）具体的取組みに対する当社取締役会の判断およびその理由

当社取締役会は、公開会社として当社株式の自由な売買を認める以上、当社取締役会の賛同を得ずに行われるところのいわゆる「敵対的買収」であっても、企業価値および株主の皆様に共通の利益に適うものであれば、これを一概に否定するものではありません。また、当社の支配権の移転を伴う提案に応ずる可否かの判断も、最終的には当社株式を保有する当社株主の皆様の判断に委ねられるべきものであると考えます。

しかしながら、株式の大規模買付行為においては、その目的等から見て企業価値または株主の皆様の共同利益に反するもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれのあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大規模買付行為について検討すること、または対象会社の取締役会が代替案を提案するための時間と情報を提供しないもの、大規模買付者の示した条件が対象会社の適正な価値を十分に反映しているとはいえないもの等、対象会社の企業価値または株主共同の利益に適合しないものも少なくありません。

当社は、当社株式の適正な価値を株主の皆様や投資家の皆様にご理解いただくようIR活動に努めておりますものの、突然大規模買付行為がなされたときに、大規模買付者の提示する当社株式の取得対価が妥当かどうかを株主の皆様が短期間の内に適切に判断するためには、大規模買付者および当社取締役会の

双方から適切かつ十分な情報が提供されることが不可欠です。さらに、当社株式をそのまま継続的に保有することを考える株主の皆様にとっても、大規模買付行為が当社に与える影響や、当社の従業員、関係会社、顧客および取引先等のステークホルダーとの関係についての方針を含む、大規模買付者が考える当社の経営に参画したときの経営方針や事業計画の内容等は、その継続保有を検討するうえで重要な判断材料であります。同様に、当社取締役会が当該大規模買付行為についてどのような意見を有しているのかも、当社株主の皆様にとっては重要な判断材料となると考えます。

これらを考慮し、当社取締役会は、大規模買付行為に際しては、大規模買付者から事前に、株主の皆様の判断のために必要かつ十分な大規模買付行為に関する情報が提供されるべきである、という結論に至りました。当社取締役会は、かかる情報が提供された後、大規模買付行為に対する当社取締役会としての意見の検討を速やかに開始し、独立の外部専門家等の助言を受けながら慎重に検討したうえで意見を形成し公表いたします。さらに、必要と認めれば、大規模買付者の提案の改善についての交渉や当社取締役会としての株主の皆様に対する代替案の提示も行います。かかるプロセスを経ることにより、当社株主の皆様は、当社取締役会の意見を参考にしつつ、大規模買付者の提案と（代替案が提示された場合には）その代替案を検討することが可能となり、最終的な応否を適切に決定する機会を得られることとなります。結果として、当該プロセスを経ることは、まさに基本方針に沿うものであり、当社の企業価値ひいては株主の共同の利益に合致するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

このようなルールの設定については、裁判所においても「経営支配権を争う敵対的買収者が現れた場合において、取締役会において、当該敵対的買収者に対し事業計画の提案と検討期間の設定を求め、当該敵対的買収者と協議してその事業計画の検討を行い、取締役会としての意見を表明するとともに、株主にに対し代替案を提示することは、提出を求める資料の内容と検討期間が合理的なものである限り、取締役会にとってその権限を濫用するものとはいえない」と判示され、その正当性が是認されているところです（東京地方裁判所平成17年7月29日決定）。

そこで、当社取締役会は、大規模買付行為が、上記の見解を具体化した一定の合理的なルールに従って行われることが、当社および当社株主全体の利益に合致すると考え、第一の対応策として、大規模買付ルールを設定することいたしました。

## 8. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対する長期的かつ総合的な利益還元を、経営の最重要課題の一つとして位置付けております。

しかしながら、今後も剰余金の処分に当たって、当面は事業拡大のための内部留保の充実に注力する方針です。しかし、事業規模、収益が安定成長期に入ったと判断された段階で、経営成績、財政状況を勘案しながら、配当等による総合的な株主への利益還元を引き続き検討していく所存であります。

# 貸 借 対 照 表

(平成23年 3月31日現在)

(単位：千円)

| 資 産 の 部                |                  | 負 債 の 部                |                  |
|------------------------|------------------|------------------------|------------------|
| 科 目                    | 金 額              | 科 目                    | 金 額              |
| <b>流 動 資 産</b>         | <b>1,534,835</b> | <b>流 動 負 債</b>         | <b>699,221</b>   |
| 現 金 及 び 預 金            | 691,557          | 買 掛 金                  | 414,880          |
| 受 取 手 形                | 8,010            | 一年内返済予定の長期借入金          | 16,008           |
| 売 掛 金                  | 806,983          | リ ー ス 債 務              | 3,835            |
| 仕 掛 品                  | 9,313            | 未 払 金                  | 161,995          |
| 前 払 費 用                | 12,988           | 未 払 法 人 税 等            | 6,041            |
| そ の 他                  | 6,023            | 未 払 消 費 税 等            | 24,647           |
| 貸 倒 引 当 金              | △40              | 前 受 金                  | 17,368           |
|                        |                  | 預 り 金                  | 7,278            |
|                        |                  | 賞 与 引 当 金              | 46,968           |
|                        |                  | そ の 他                  | 198              |
| <b>固 定 資 産</b>         | <b>171,763</b>   | <b>固 定 負 債</b>         | <b>41,070</b>    |
| <b>有 形 固 定 資 産</b>     | <b>34,849</b>    | 長 期 借 入 金              | 34,644           |
| 建 物                    | 20,694           | リ ー ス 債 務              | 5,286            |
| 工具、器具及び備品              | 5,885            | リース資産減損勘定              | 1,140            |
| リ ー ス 資 産              | 7,066            |                        |                  |
| 建 設 仮 勘 定              | 1,202            | <b>負 債 合 計</b>         | <b>740,292</b>   |
| <b>無 形 固 定 資 産</b>     | <b>4,047</b>     | <b>純 資 産 の 部</b>       |                  |
| ソ フ ト ウ ェ ア            | 2,103            | <b>株 主 資 本</b>         | <b>963,820</b>   |
| リ ー ス 資 産              | 1,419            | 資 本 金                  | 771,275          |
| 電 話 加 入 権              | 525              | 資 本 剰 余 金              | 401,738          |
| <b>投 資 そ の 他 の 資 産</b> | <b>132,867</b>   | 資 本 準 備 金              | 401,738          |
| 投 資 有 価 証 券            | 6,986            | 利 益 剰 余 金              | △163,777         |
| 出 資 金                  | 500              | その他利益剰余金               | △163,777         |
| 長 期 前 払 費 用            | 757              | 繰越利益剰余金                | △163,777         |
| 敷 金 及 び 保 証 金          | 124,622          | 自 己 株 式                | △45,415          |
|                        |                  | 評 価 ・ 換 算 差 額 等        | 369              |
|                        |                  | その他有価証券評価差額金           | 369              |
|                        |                  | <b>新 株 予 約 権</b>       | <b>2,117</b>     |
|                        |                  | <b>純 資 産 合 計</b>       | <b>966,306</b>   |
| <b>資 産 合 計</b>         | <b>1,706,599</b> | <b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b> | <b>1,706,599</b> |

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 損 益 計 算 書

(平成22年 4 月 1 日から  
平成23年 3 月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目                     | 金 額    |           |
|-------------------------|--------|-----------|
| 売 上 高                   |        | 4,566,353 |
| 売 上 原 価                 |        | 3,817,431 |
| 売 上 総 利 益               |        | 748,921   |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費     |        | 637,196   |
| 営 業 利 益                 |        | 111,725   |
| 営 業 外 収 益               |        |           |
| 受 取 利 息 及 び 配 当 金       | 360    |           |
| 受 取 手 数 料               | 451    |           |
| 助 成 金 収 入               | 231    |           |
| そ の 他                   | 101    | 1,145     |
| 営 業 外 費 用               |        |           |
| 支 払 利 息                 | 1,898  |           |
| フ ァ ク タ リ ン グ 手 数 料     | 239    |           |
| 訴 訟 関 連 費 用             | 2,300  |           |
| そ の 他                   | 35     | 4,474     |
| 経 常 利 益                 |        | 108,396   |
| 特 別 利 益                 |        |           |
| 投 資 有 価 証 券 売 却 益       | 4,856  |           |
| 貸 倒 引 当 金 戻 入 額         | 20     |           |
| 事 業 譲 渡 益               | 28,942 | 33,819    |
| 特 別 損 失                 |        |           |
| 投 資 有 価 証 券 評 価 損       | 1,991  |           |
| 災 害 に よ る 損 失           | 1,319  |           |
| 特 別 退 職 金               | 1,206  | 4,517     |
| 税 引 前 当 期 純 利 益         |        | 137,698   |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税 | 2,290  |           |
| 法 人 税 等 還 付 税 額         | △558   | 1,732     |
| 当 期 純 利 益               |        | 135,966   |

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 株主資本等変動計算書

(平成22年4月1日から  
平成23年3月31日まで)

(単位：千円)

|                | 株主資本    |         |         |          |           |         |         |
|----------------|---------|---------|---------|----------|-----------|---------|---------|
|                | 資本金     | 資本剰余金   |         |          | 利益剰余金     |         |         |
|                |         | 資本準備金   | 資剰余金    | 本金計      | その他の利益剰余金 | 剰余金     | 自己株式    |
| 平成22年3月31日 残高  | 771,275 | 401,738 | 401,738 | △299,744 | △299,744  | △45,415 | 827,853 |
| 事業年度中の変動額      |         |         |         |          |           |         |         |
| 当期純利益          |         |         |         | 135,966  | 135,966   |         | 135,966 |
| 株主資本以外の変動額(純額) |         |         |         |          |           |         |         |
| 事業年度中の変動額合計    | —       | —       | —       | 135,966  | 135,966   | —       | 135,966 |
| 平成23年3月31日 残高  | 771,275 | 401,738 | 401,738 | △163,777 | △163,777  | △45,415 | 963,820 |

|                | 評価・換算差額等    |          | 新株予約権 | 純資産合計   |
|----------------|-------------|----------|-------|---------|
|                | その他有価証券評価差額 | 評価・換算差額等 |       |         |
| 平成22年3月31日 残高  | 16          | 16       | 497   | 828,367 |
| 事業年度中の変動額      |             |          |       |         |
| 当期純利益          |             |          |       | 135,966 |
| 株主資本以外の変動額(純額) | 353         | 353      | 1,619 | 1,972   |
| 事業年度中の変動額合計    | 353         | 353      | 1,619 | 137,939 |
| 平成23年3月31日 残高  | 369         | 369      | 2,117 | 966,306 |

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。



# 個別注記表

## 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

### (1) 資産の評価基準及び評価方法

#### ① 有価証券

その他有価証券

・時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

・時価のないもの

移動平均法による原価法

#### ② たな卸資産

仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切り下げの方法により算定）

### (2) 固定資産の減価償却の方法

#### ① 有形固定資産

定率法

（リース資産を除く）

#### ② 無形固定資産

（リース資産を除く）

自社利用のソフトウェア

社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法  
見込販売期間（３年以内）における見込販売収益に基づく償却額と、販売可能な残存販売期間に基づく均等配分額を比較し、いずれか大きい額を計上する方法

市場販売目的のソフトウェア

#### ③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとして算定する方法

リース資産

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のものについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

### (3) 引当金の計上方法

#### ① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

#### ② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額のうち当期の負担額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

- ① 当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事

工事進行基準(工事の進捗率の見積もりは原価比例法)

- ② その他の工事

工事完成基準

(5) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

(6) 会計方針の変更

「資産除去債務に関する会計基準」の適用

当事業年度より「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号 平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）を適用しております。

これにより、当事業年度における損益に与える影響はありません。

「企業結合に関する会計基準」等の適用

当事業年度より「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成20年12月26日）、「「研究開発費等に係る会計基準」の一部改正」（企業会計基準第23号 平成20年12月26日）、「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号 平成20年12月26日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日）を適用しております。

(7) 損益計算書の表示方法の変更

前事業年度において営業外収益の「その他」に含めて表示しておりました「助成金収入」は、営業外収益の総額の100分の10を超えたため区分掲記しました。

なお、前期における「助成金収入」の金額は512千円であります。

## 2. 貸借対照表に関する注記

減価償却累計額

有形固定資産

39,665千円

## 3. 損益計算書に関する注記

該当事項はありません。

## 4. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

| 株 式 の 種 類 | 前事業年度末の株式数 | 当事業年度増加株式数 | 当事業年度減少株式数 | 当事業年度末の株式数 |
|-----------|------------|------------|------------|------------|
| 発 行 済 株 式 |            |            |            |            |
| 普 通 株 式   | 29,560株    | 一株         | 一株         | 29,560株    |
| 合 計       | 29,560株    | 一株         | 一株         | 29,560株    |
| 自 己 株 式   |            |            |            |            |
| 普 通 株 式   | 1,343株     | 一株         | 一株         | 1,343株     |
| 合 計       | 1,343株     | 一株         | 一株         | 1,343株     |

(2) 当事業年度末日における新株予約権に関する事項

|            | 平成16年8月26日<br>定時株主総会決議分 | 平成17年8月26日<br>定時株主総会決議分 |
|------------|-------------------------|-------------------------|
| 目的となる株式の種類 | 普通株式                    | 普通株式                    |
| 目的となる株式の数  | 194株                    | 158株                    |
| 新株予約権の残高   | 194個                    | 158個                    |

(注) 権利行使期間の初日が到来していないものを除いております。

## 5. 税効果会計に関する注記

### 繰延税金資産

|           |          |
|-----------|----------|
| 貸倒引当金     | 17,958千円 |
| 賞与引当金     | 19,116   |
| 減損損失      | 6,365    |
| 投資有価証券評価損 | 27,494   |
| 繰越欠損金     | 103,311  |
| その他       | 15,301   |
| 繰延税金資産小計  | 189,546  |
| 評価性引当額    | △189,546 |
| 繰延税金資産合計  | —        |

## 6. リースにより使用する固定資産に関する注記

- (1) 事業年度の末日における取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額

|           | 取得価額相当額  | 減価償却累計額<br>相 当 額 | 減損損失累計額<br>相 当 額 | 期末残高相当額 |
|-----------|----------|------------------|------------------|---------|
| 工具、器具及び備品 | 12,791千円 | 10,908千円         | —千円              | 1,882千円 |
| ソフトウェア    | 99,269   | 83,211           | 14,355           | 1,702   |
| 合 計       | 112,060  | 94,120           | 14,355           | 3,584   |

- (2) 事業年度の末日における未経過リース料相当額

|                |            |
|----------------|------------|
| 1年内            | 17,218千円   |
| 1年超            | 1,993千円    |
| 合計             | 19,211千円   |
| リース資産減損勘定の期末残高 | 15,640千円   |
| (うち1年以内)       | (14,499千円) |

- (3) 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失

|               |          |
|---------------|----------|
| 支払リース料        | 32,565千円 |
| リース資産減損勘定の取崩額 | 19,987千円 |
| 減価償却費相当額      | 11,850千円 |
| 支払利息相当額       | 258千円    |
| 減損損失          | —千円      |

- (4) 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法によっております。

- (5) 支払利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

## 7. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ① 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行借入による方針です。デリバティブは、借入金の金利変動リスクを回避するために利用することはありますが、投機的な取引は行っておりません。

#### ② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社の与信管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を定期的に把握する体制としております。

投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクに晒されているものもありますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握し、管理に努めております。

営業債務である買掛金は、ほぼ3ヶ月以内の支払期日であります。営業債務は流動性リスクに晒されておりますが、資金繰り計画を作成する等の方法により管理しております。

借入金及びファイナンス・リース取引にかかるリース債務は、償還日は最長4年後であり、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであります。現在のところ、借入金は固定金利であり、金利の変動リスクは回避されております。

#### ③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

### (2) 金融商品の時価等に関する事項

平成23年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（「(注)2.をご参照ください」）。

|             | 貸借対照表計上額(千円) | 時価 (千円)     | 差額 (千円) |
|-------------|--------------|-------------|---------|
| (1) 現金及び預金  | 691, 557     | 691, 557    | —       |
| (2) 受取手形    | 8, 010       | 8, 010      | —       |
| (3) 売掛金     | 806, 983     | 806, 983    | —       |
| (4) 投資有価証券  | 5, 343       | 5, 343      | —       |
| 資産計         | 1, 511, 895  | 1, 511, 895 | —       |
| (1) 買掛金     | 414, 880     | 414, 880    | —       |
| (2) 長期借入金 ※ | 50, 652      | 50, 598     | △53     |
| (3) リース債務 ※ | 9, 122       | 8, 951      | △170    |
| 負債計         | 474, 654     | 474, 429    | △224    |

※ 長期借入金は1年以内返済予定の長期借入金を含んでおります。また、リース債務は1年以内返済予定のリース債務を含んでおります。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

#### 資産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形、並びに(3) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっています。なお、有価証券はその他有価証券として保有しております。

#### 負債

(1) 買掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 長期借入金、及び(3) リース債務

これらの時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入又はリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注) 2. 非上場株式（貸借対照表計上額1,642千円）は、市場価格がなく時価を把握することが極めて困難と認められるため、金融商品の時価情報の「資産(4)投資有価証券」には含めておりません。

## 8. 関連当事者との取引に関する注記

### (1) 親会社及び法人主要株主等

| 種 類  | 会社等の名称<br>又は氏名                         | 資本金又は<br>出資金<br>(千円) | 事業の容<br>業<br>又は職<br>業 | 議決権等<br>の<br>(被所有)<br>割合(%) | 関連当事者<br>との関係 | 取引の内容                         | 取引金額<br>(千円) | 科 目 | 期末残高<br>(千円) |
|------|----------------------------------------|----------------------|-----------------------|-----------------------------|---------------|-------------------------------|--------------|-----|--------------|
| 主要株主 | デジタル・アド<br>バタイジ<br>ング・コン<br>ソーシ<br>アム㈱ | 4,031                | インター<br>ネット広<br>告業    | (被所有)<br>直接19.8             | 営業取引          | インターネ<br>ット広告の<br>仕入<br>(注) 2 | 424,295      | 買掛金 | 98,977       |

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

### 2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

取引条件は、市場価格等を勘案して一般取引条件と同様に決定しております。

### (2) 役員及び個人主要株主等

| 種 類          | 会社等の名称<br>又は氏名 | 資本金又は<br>出資金<br>(千円) | 事業の容<br>業<br>又は職<br>業 | 議決権等<br>の<br>(被所有)<br>割合(%) | 関連当事者<br>との関係 | 取引の内容                                 | 取引金額<br>(千円) | 科 目 | 期末残高<br>(千円) |
|--------------|----------------|----------------------|-----------------------|-----------------------------|---------------|---------------------------------------|--------------|-----|--------------|
| 役員<br>個人主要株主 | 剣持 忠           | —                    | 当社代表<br>取締役           | (被所有)<br>直接30.2             | 債務被保証         | 当社金融<br>機関借入<br>れに対する被保<br>証<br>(注) 2 | 50,652       | —   | —            |

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておりません。

### 2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

当社は東京保証協会保証の金融機関借入80,000千円（当初借入額）に対して、主要株主兼代表取締役社長である剣持忠より債務保証を受けております。なお、保証料の支払は行っておりません。

## 9. 1株当たり情報に関する注記

- |                |            |
|----------------|------------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 34,170円53銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 4,818円62銭  |

## 10. 重要な後発事象に関する注記

### (子会社の設立)

当社は、平成23年2月22日開催の取締役会における子会社設立決議に基づき、株式会社コネクトスターを平成23年4月1日に設立いたしました。

#### (1) 子会社設立の目的

当社はこれまでの顧客企業向けのソーシャルメディアマーケティング支援の取り組み等から得られたノウハウを活かして、今後インターネットサービスが大きく変化・発展するであろう30の領域を設定し、その領域でインターネットサービスを立ち上げていくプロジェクト「F30」を発足することといたしました。

本プロジェクト「F30」は、「信頼」をベースとした新たなインターネットサービスを創造し、世界中の人々の暮らしをもっと便利で楽しいものへと変えていくというビジョンの実現を目的とし、社内外の意欲ある若手エンジニアやプロデューサーに参画していただき推進していく計画です。本プロジェクトを推進する母体として、メンバーズの100%出資でソーシャルネットワーク運営子会社である株式会社コネクトスターを設立いたします。

#### (2) 子会社の概要

- ① 商号 株式会社コネクトスター
- ② 代表者 代表取締役社長 剣持 忠（当社代表取締役社長）
- ③ 所在地 東京都品川区
- ④ 設立年月日 平成23年4月1日
- ⑤ 主な事業の内容 ソーシャルネットワークの構築・運営事業  
ソーシャルネットワークの構築・運営業務の請負事業  
ソーシャルネットワークの構築・運営を行う会社への投資事業
- ⑥ 決算期 3月31日
- ⑦ 資本金 5千万円（発行株式数1,000株）
- ⑧ 大株主及び株主比率 当社 100%

## 11. その他の注記

該当事項はありません。



## 会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

平成23年 5 月25日

株式会社メンバーズ

取締役会 御中

#### 監査法人アヴァンティア

代 表 社 員      公認会計士      小 笠 原      直 印  
業 務 執 行 社 員

業 務 執 行 社 員      公認会計士      戸 城   秀 樹 印

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社メンバーズの平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第16期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示していると認める。

#### 追記情報

「重要な後発事象」に記載されているとおり、会社は平成23年2月22日開催の取締役会における子会社設立決議に基づき、平成23年4月1日に子会社を設立している。

会社と当監査法人または業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第16期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

監査役会は、監査の方針、監査の計画等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査の計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務および財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視および検証いたしました。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針および同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等にしたがって整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業内容の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

### (2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人アヴァンティアの監査の方法および結果は、相当であると認めます。

平成23年 5 月26日

|                   |         |
|-------------------|---------|
| 株 式 会 社 メ ン バ ー ズ | 監 査 役 会 |
| 常 勤 監 査 役 土 屋     | 洋 ㊟     |
| 社 外 監 査 役 露 木     | 琢 磨 ㊟   |
| 社 外 監 査 役 甘 粕     | 潔 ㊟     |

以 上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 定款一部変更の件

将来の事業展開に対応するため、現行定款第2条につきまして事業目的を追加し、併せて号数の変更を行うものであります。

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

| 現 行 定 款                                                                                                                                    | 変 更 案                                                                                                                                                                |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第1章 総 則</p> <p>【商号】<br/>第1条 (記載省略)</p> <p>【目的】<br/>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。<br/>1.～13. (記載省略)<br/>(新設)<br/><u>14. 前各号に付帯する一切の業務</u></p> | <p>第1章 総 則</p> <p>【商号】<br/>第1条 (現行どおり)</p> <p>【目的】<br/>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。<br/>1.～13. (現行どおり)<br/><u>14. 有価証券の取得、投資、保有及び運用</u><br/><u>15. 前各号に付帯する一切の業務</u></p> |

### 第2号議案 取締役4名選任の件

取締役全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、経営体制の強化のため1名を増員し、取締役4名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者<br>番 号 | ふ り が な<br>氏 ( 生 年 月 日 )             | 略 歴、 当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当<br>( 重 要 な 兼 職 の 状 況 )      | 所有する<br>当 社 の<br>株 式 数 |
|------------|--------------------------------------|----------------------------------------------------------|------------------------|
| 1          | けんもち だし<br>剣 持 忠<br>(昭和40年9月28日生)    | 平成7年6月 当社代表取締役社長就任<br>(現任)                               | 8,528株                 |
| 2          | こみね まさひと<br>小 峰 正 仁<br>(昭和39年5月18日生) | 平成12年3月 当社入社<br>平成13年6月 当社執行役員就任<br>平成14年8月 当社取締役就任 (現任) | 483株                   |

| 候補者<br>番号 | ふ り が な<br>氏 ( 生 年 月 日 )                    | 略 歴、当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当<br>( 重 要 な 兼 職 の 状 況 )                                                                                                                                                                                                  | 所 有 す る<br>当 社 の<br>株 式 数 |
|-----------|---------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------|
| 3         | よ し い の ぶ た か<br>吉 井 信 隆<br>(昭和29年6月2日生)    | 平成7年4月 インターウオーズ株式会社設立<br>代表取締役社長就任(現任)<br>平成12年6月 カレトモドットコム株式会社<br>取締役就任(現任)<br>平成13年2月 株式会社コスモフォールディング<br>取締役就任<br>平成13年7月 株式会社ペットウィズ<br>取締役就任(現任)<br>平成13年8月 当社監査役就任<br>平成15年8月 当社監査役辞任<br>平成18年4月 事業創造大学院大学客員教授<br>就任(現任)<br>平成19年8月 当社取締役就任(現任) | 10株                       |
| ※<br>4    | と く ひ さ あ き ひ こ<br>徳 久 昭 彦<br>(昭和37年8月21日生) | 昭和60年4月 株式会社東芝入社<br>平成12年10月 インフォ・アベニュー株式会社<br>入社<br>平成13年5月 デジタル・アドバタイジング・<br>コンソーシアム株式会社入社<br>平成18年2月 同社取締役就任(現任)<br>平成23年4月 株式会社ブラットフォーム・<br>ワン代表取締役就任(現任)                                                                                       | -株                        |

- (注) 1. ※印は、新任の取締役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 吉井信隆氏、及び徳久昭彦氏は、社外取締役候補者であります。
4. 吉井信隆氏を社外取締役候補者とした理由は、他社における経営者としての豊富な経験および高い見識を、当社の経営に反映して頂きたいためであります。
5. 徳久昭彦氏を社外取締役候補者とした理由は、インターネットにおけるメディアレップ事業(広告枠の仲介事業)の大手企業での役員経験による豊富な知見を当社の経営に反映して頂きたいためであります。
6. 吉井信隆氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。
7. 当社は、吉井信隆氏との間で会社法第427条第1項の規定による責任限定契約を法令に定める最低責任限度額として締結しており、同氏の再任が承認された場合には、本契約を継続する予定であります。また、徳久昭彦氏が選任された場合は、同様の責任限定契約を締結する予定であります。

### 第3号議案 監査役1名選任の件

本総会終結の時をもって監査役土屋洋氏が任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

| ふ り が な<br>氏 ( 生 年 月 日 )               | 略 歴 、 重 要 な 兼 職 状 況                                                                                                                                                               | 所 有 す る<br>当 社 の<br>株 式 数 |
|----------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------|
| つ ち や ひ ろ し<br>土 屋 洋<br>(昭和21年12月19日生) | 昭和45年4月 株式会社日本リクルート<br>センター（現株式会社リク<br>ルート）入社<br>平成14年6月 株式会社リクルートスタッ<br>フィング転籍 常勤監査役就<br>任<br>平成19年6月 株式会社リクルートスタッ<br>フィング常勤監査役退任<br>平成19年7月 当社顧問就任<br>平成19年8月 当社常勤監査役就任<br>(現任) | 44株                       |

(注) 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

#### 第4号議案 当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の継続承認の件

当社は、平成22年6月28日開催の第15期定時株主総会において、有効期間を次回定時株主総会の終結の時までとする平時の買収防衛策として「当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」（以下「現行プラン」といいます。）の継続を決議しましたが、その後の買収防衛策をめぐる動向を踏まえ、当社における平時の買収防衛策の在り方につき、更なる検討を進めてまいりました。その結果、平成23年5月26日開催の取締役会において、本定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）における株主の皆様のご承認を条件に、当社の企業価値・株主の皆様の共同の利益の確保・向上のための取組みとして、当社に対する濫用的な買収等を未然に防止するため、現行プランに必要な応じた変更を加えた上で継続することを決議しましたので、本株主総会において株主の皆様に継続のご承認をお諮りするものであります。（以下改定後のプランを「本プラン」といいます。）

なお、本プラン継続にあたり、文言の訂正を行っておりますが、本プランの内容に変更点はございません。

#### 1. 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針について

##### （1）基本方針の内容

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値および株主共同の利益を最大限に確保し、より向上させるという最終的な目的を理解しているものでなければならないと考えます。従いまして、特定の者またはグループが当社の総議決権の20%以上の議決権を有する株式を取得することにより（以下「大規模買付行為」といいます。）、当社の企業価値または株主の皆様に共通する利益が毀損されるおそれが存在すると考えられる場合には、当該大規模買付行為を行う者（以下「大規模買付者」といいます。）が当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であるとして、法令および定款によって許容される限度において、当社の企業価値または株主の皆様に共通する利益を保全するための相당한措置を講ずることを基本方針といたします。

##### （2）本プラン継続の必要性

当社取締役会は、公開会社として当社株式の自由な売買を認める以上、当社取締役会の賛同を得ずに行われるところのいわゆる「敵対的買収」であっても、企業価値および株主の皆様に共通の利益に適うものであれば、これを一概に否定するものではありません。また、当社の支配権の移転を伴う提案に応ずるか否かの判断も、最終的には当社株式を保有する当社株主の皆様の判断に委ねられるべきものであると考えます。

しかしながら、株式の大規模買付行為においては、その目的等から見て企業価値または株主の皆様の共同利益に反するもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれのあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大規模買付行為について検討したり対象会社の取締役会が代替案を提案するための時間と情報を提供しないもの、大規模買付者の示した条件が対象会社の適正な価値を十分に反映しているとはいえないもの等、対象会社の企業価値または株主共同の利益に適合しないものも少なくありません。

当社は平成7年の創業以来、“デジタルマーケティングインテグレーションを通じて豊かなデジタルインフラ社会の創造に大きく貢献する”ことを経営理念とし、「インターネット社会において双方向のマーケティング・テクノロジーにより消費者と企業とのベスト・マッチングを実現するナビゲーターとしての役割を果たし、消費者起点の社会の創造に貢献する。」というビジョンのもと、インターネットマーケティング関連事業を軸として企業価値の最大化を目指してまいりました。このような理念の下、当社は従来より、顧客企業のマーケティング成果の最大化のために、ウェブインテグレーションやインターネット広告代理サービスを融合し、提供してまいりました。また、今後はより上位の観点で顧客企業のビジネス成果を最大化するために、顧客企業のインターネット・ビジネス・パートナーとして、ウェブインテグレーションやインターネット広告代理などのサービスを包括的かつ成果向上型で提供し、顧客企業のインターネットを活用したサービス開発や事業開発を支援いたします。それを通じて当社自身の収益を拡大し、顧客企業の信頼と満足度を向上させ、企業価値を高めてまいります。

当社の経営にあたっては、変化が激しく急速な拡大を続けるインターネット業界や広告・マーケティング業界等における幅広いノウハウと豊富な経験、ならびに国内外の顧客・従業員および取引先等のステークホルダーとの間に築かれた関係等への十分な理解、さらには経営理念の1つとしても掲げているベンチャー・スピリットを発揮し、経営陣・従業員が一丸となって自立的、主体的に果敢に挑戦し続け、株主の皆様が将来実現することのできる株主価値を適正に判断できるように取り組んでおります。

当社は、当社株式の適正な価値を株主の皆様や投資家の皆様にご理解いただくようIR活動に努めておりますものの、突然大規模買付行為がなされたときに、大規模買付者の提示する当社株式の取得対価が妥当かどうかを株主の皆様が短期間の内に適切に判断するためには、大規模買付者および当社取締役会の双方から適切かつ十分な情報が提供されることが不可欠です。さらに、当社株式をそのまま継続的に保有することを考える株主の皆様にとっても、大規模買付行為が当社に与える影響や、当社の従業員、関係会社、顧客および取引先等のステークホルダーとの関係についての方針を含む、大規模買付者が考える当社の経営に参画したときの経営方針や事業計画の内容等は、その継続保有を検討するうえで重要な判断材料であります。同様に、当社取締役会が当該大規模買付行為についてどのような意見を有しているのかも、当社株主の皆様にとっては重要な判断材料となると考えます。



これらを考慮し、当社取締役会は、大規模買付行為に際しては、大規模買付者から事前に、株主の皆様の判断のために必要かつ十分な大規模買付行為に関する情報が提供されるべきである、という結論に至りました。当社取締役会は、かかる情報が提供された後、大規模買付行為に対する当社取締役会としての意見の検討を速やかに開始し、独立の外部専門家等の助言を受けながら慎重に検討したうえで意見を形成し公表いたします。さらに、必要と認めれば、大規模買付者の提案の改善についての交渉や当社取締役会としての株主の皆様に対する代替案の提示も行います。かかるプロセスを経ることにより、当社株主の皆様は、当社取締役会の意見を参考にしつつ、大規模買付者の提案と(代替案が提示された場合には)その代替案を検討することが可能となり、最終的な応否を適切に決定する機会を得られることとなります。

そこで、当社取締役会は、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの一環として、本プランの継続を決定しました。

なお、本プラン継続を決定した時点におきましては、特定の第三者より当社取締役会に対して大規模買付行為に関する提案を受けている事実はありません。

## 2. 大規模買付ルールの内容

当社取締役会が設定する大規模買付ルールとは、①事前に大規模買付者が当社取締役会に対して必要かつ十分な情報を提供し、②当社取締役会による一定の評価期間が経過した後に大規模買付行為を開始する、というものであり、対象となる大規模買付行為および具体的な手続は次のとおりです。

### (1) 対象となる大規模買付行為

本プランにおいては、次の①または②のいずれかに該当し、またはその可能性がある行為がなされ、またはなされようとする場合を適用対象とします。

- ①当社が発行者である株券等（注1）について保有者（注2）の株券等保有割合（注3）の合計が20%以上となる買付
- ②当社が発行者である株券等（注4）について、公開買付（注5）に係る株券等の株券等所有割合（注6）およびその特別関係者（注7）の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付

注1：金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。以下別段の定めがない限り同じとします。

注2：金融商品取引法第27条の23第1項および第3項に規定する保有者をいいます。以下別段の定めがない限り同じとします。

注3：金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。以下別段の定めがない限り同じとします。

注4：金融商品取引法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。以下②において同じとします。

注5：金融商品取引法第27条の2第6項に規定する公開買付をいいます。以下別段の定めがない限り同じとします。

注6：金融商品取引法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。以下別段の定めがない限り同じとします。

注7：金融商品取引法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付の開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。以下別段の定めがない限り同じとします。

## （2）情報提供の要求

大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、当社代表取締役役宛に、大規模買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先および提案する大規模買付行為の概要を明示した、大規模買付ルールに従う旨の意向表明書をご提出いただきます。

大規模買付者には、当社取締役会に対して、当社株主の皆様の判断および当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な情報（以下「必要情報」といいます。）を提供していただきます。

そして、当社は、上記意向表明書受領後10営業日以内に、大規模買付者から当初提供いただくべき必要情報のリストを当該大規模買付者に交付します。

必要情報の具体的内容は大規模買付者の属性および大規模買付行為の内容によって異なりますが、一般的な項目は以下のとおりです。

① 大規模買付者およびそのグループの概要（大規模買付者の事業内容、当社の事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）

② 大規模買付行為の目的、方法および内容（大規模買付行為の対価の種類および価額、大規模買付行為の時期、関連する取引の仕組み、大規模買付行為の方法の適法性、取得完了後に当社株券等が上場廃止となる見込みがある場合にはその旨およびその理由等を含みます。）

③ 大規模買付行為に関する第三者との間における意思連絡（当社に対して金融商品取引法第27条の26第1項に定義される重要提案行為等を行うことに関する意思連絡を含みます。以下同じ。）の有無、ならびに意思連絡が存する場合には、その具体的な態様および内容

④ 当社株式の取得対価の算定根拠（算定の前提事実、算定方法、算定に用いた数値情報、大規模買付行為に係る一連の取引により生ずることが予想されるシナジーの内容等）および取得資金の裏付け（実質的提供者を含む資金提供者の具体的名称、調達方法、資金提供が実行されるための条件の有無および内容ならびに関連する取引の内容を含みます。）

⑤ 当社の経営に参画した後に想定している経営者候補、経営方針、事業計画、財務計画、資本政策、資産活用策、配当政策等

⑥ 大規模買付行為完了後における当社の従業員、取引先、顧客等の当社利害関係人との関係の変更の有無およびその内容、またはそれらへの方策

⑦ 当社の他の株主との間の利益相反を回避するための方策

なお、当初提供していただいた情報を精査した結果、それだけでは不十分と認められる場合には、当社取締役会は、大規模買付者に対して本必要情報が揃うまで追加的に情報提供を求めます。大規模買付行為の提案があった事実および当社取締役会に提供された本必要情報は、当社株主の皆様の判断のために必要であると認められる場合には、適切と判断する時点で、その全部または一部を開示します。

### （３）取締役会による評価等

当社取締役会は、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、大規模買付者が当社取締役会に対し必要情報の提供を完了した後、60日間(対価を現金(円貨)のみとする公開買付による当社全株式の買付の場合)または90日間(その他の大規模買付行為の場合)を取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として与えられるべきものと考えます。したがって、大規模買付行為は、取締役会評価期間の経過後にのみ開始されるものとします。取締役会評価期間中、当社取締役会は独立の外部専門家等の助言を受けながら、提供された本必要情報を十分に評価・検討し、当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、公表します。また、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として当社株主の皆様に対し代替案を提示することもあります。

## ３．大規模買付行為が行われた場合の対応策

### （１）大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、当社取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。ただし、当該買付提案についての反対意見を表明し、代替案を提示することにより、当社株主の皆様を説得を行うこともあります。最終的に、大規模買付者の買付提案に応じるか否かは、当社株主の皆様において、当該買付提案および当社が提示する当該買付提案に対する意見、代替案等をご考慮の上、ご判断いただくことになります。

しかしながら、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合であっても、当該大規模買付行為が明らかに濫用目的によるものと認められ、その結果として当社の企業価値および株主共同の利益を侵害するなど、当社および株主全体の利益を著しく損なうと判断される場合には、取締役の善管注意義務に基づき、当社取締役会は当社株主の皆様の利益を守るために、3.（2）で述べる対抗措置をとることがあります。具体的には、以下の類型に該当すると認められる場合には、取締役会は、独立委員会（別紙2）の勧告に基づいて対抗措置をとることがあります。

①次のi）からiv）までに掲げる行為等により当社の企業価値または株主共同の利益に著しい侵害をもたらすおそれのある大規模買付行為である場合

i）大規模買付者が真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で株式を会社関係者に引き取らせる目的で大規模買付行為を行っている場合

ii）会社経営を一時的に支配して当該会社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を当該大規模買付者やそのグループ会社等に移譲させるなど、いわゆる焦土化経営を行う目的で大規模買付行為を行っている場合

iii）会社経営を支配した後に、当該会社の資産を当該大規模買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する予定で大規模買付行為を行っている場合

iv）会社経営を一時的に支配して当該会社の事業に当面関係していない不動産、有価証券など高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って株式の高値売り抜けをする目的で大規模買付行為を行っている場合

②強圧的二段階買付け（最初の買付条件よりも二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは二段階目の買付条件を明確にしないで、株式の買付けを行うことをいいます。）、部分的公開買付け（当社株券の一部のみを対象とする公開買付け）等、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがある大規模買付行為である場合

③大規模買付者による支配権取得により、従業員、顧客、取引先等の利害関係人の利益が損なわれ、それによって当社の企業価値または株主共同の利益が著しく損なわれる場合

④大規模買付行為の条件（対価の種類・価額、大規模買付行為の時期、適法性、大規模買付行為完了後における当社従業員、顧客、取引先等の利害関係人への対応方針等を含みます。）が当社の企業価値に鑑み著しく不十分または不適当な大規模買付行為である場合

⑤当社の企業価値を生み出すうえで必要不可欠な当社の従業員、取引先等との関係または当社の企業文化を破壊すること等により、当社の企業価値または株主共同の利益に反する重大なおそれがある場合

⑥大規模買付者の経営陣もしくは出資者に反社会的勢力と関係を有する者が含まれている等、大規模買付者が公序良俗の観点から当社の支配株主として不適切であると合理的な根拠をもって判断される場合

⑦法令または当社定款に違反する大規模買付行為である場合

⑧その他①ないし⑦に準ずる場合で、当社の企業価値または株主共同の利益が著しく損なわれる場合

#### （２）大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者により、大規模買付ルールが遵守されなかった場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限に尊重しつつ、当社の企業価値および株主共同の利益を守ることを目的として、新株予約権の無償割当等、会社法その他の法律および当社定款が認める対抗措置をとり、大規模買付行為に対抗する場合があります。

#### （３）独立委員会の設置および勧告

当社取締役会が上記対応策を適正に運用し、取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止するためのチェック機関として、独立委員会を設置します。独立委員会の委員は３名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している当社社外監査役、ならびに社外有識者（注８）の中から選任します。

本対応策においては、上記３．（１）大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置はとりませんが、上記３．（２）大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合には、対抗措置をとる場合があるとして、対抗措置発動にかかる客観的な要件を設定しております。

上記３．（１）①ないし⑧に記載している類型に該当すると認められる場合、ならびに上記３．（２）に該当する場合においては、独立委員会に諮問することとし、当社取締役会はその勧告を最大限尊重するものとします。

注８：社外有識者とは、経営経験豊富な企業経営者、投資業務に精通する者、弁護士、公認会計士、会社法等を主たる研究対象とする学識経験者、またはこれらに準ずる者をいいます。

#### （４）取締役会による決議

大規模買付行為が大規模買付ルールを遵守しないで行われた場合、または遵守されたものの例外的に企業価値または株主共同の利益を著しく損ねるものと認められる場合には、当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、対抗措置の発動または不発動その他必要な決議を行うものとします。なお、当社取締役会は、独立委員会から対抗措置発動の勧告が行われた後であっても、大規模買付行為が撤回された場合その他当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じた場合には、対抗措置の発動の中止その他の決定ができるものとします。これらの決議を行った場合、当社は、当社取締役会の意見およびその意見の理由ならびにその他適切と認められる情報を、法令および関係する金融商品取引所の規則に従って適時適切な開示を行います。

当社が対応策として行う対抗措置は、新株予約権の無償割当等会社法または定款で取締役会の権限として認める措置の中から、その時点で最も適切と当社取締役会が判断したものを選択することとします。具体的対抗措置として新株予約権の無償割当を行う場合の概要は（別紙１）に記載のとおりです。

### ４．株主・投資家に与える影響等

#### （１）大規模買付ルールが株主・投資家に与える影響等

大規模買付ルールは、当社株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見を提供し、さらには、当社株主の皆様が代替案の提示を受ける機会を保証することを目的としています。これにより、当社株主の皆様は、十分な情報のもとで、大規模買付行為に応じるか否かについて適切な判断をすることが可能となり、そのことが当社株主全体の利益の保護につながるものと考えます。したがって、大規模買付ルールの設定は、当社株主および投資家の皆様が適切な投資判断を行ううえでの前提となるものであり、当社株主および投資家の皆様の利益に資するものであると考えております。

#### （２）対抗措置発動時に株主・投資家に与える影響等

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合には、当社取締役会は、当社の企業価値および当社株主共同の利益を守ることを目的として、会社法その他の法律および当社定款により認められている対抗措置をとることがありますが、当該対抗措置の仕組上、当社株主の皆様（大規模買付ルールに違反した大規模買付者を除きます。）が法的権利または経済的側面において格別の損失を被るような事態が生じることは想定しておりません。当社取締役会が具体的対抗措置をとることを決定した場合には、法令および金融商品取引所規則にしたがって適時適切な開示を行います。

### （３）対抗措置の発動に伴って株主の皆様に必要な手続き

対抗措置として考えられるもののうち、新株予約権の無償割当についての当社株主の皆様に関わる手続きについては、次のとおりとなります。

新株予約権の発行につきましては、新株予約権の行使により新株を取得するために所定の期間内に一定の金額の払込みをしていただく必要があります。かかる手続きの詳細につきましては、実際に新株予約権を割当てすることになった際に、法令に基づき別途お知らせいたします。

なお、当社取締役会が当該新株予約権の発行の中止または発行した新株予約権の無償取得（当社が新株予約権を無償で取得することにより、株主の皆様は新株予約権を失います。）を行う場合には、１株当たりの株式の価値の希釈化は生じず、当社株式の株価に相応の変動が生じる可能性があります。例えば、当該新株予約権の無償割当を受けるべき株主が確定した後（権利落ち日以降）に当社株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売買等を行った株主または投資家の皆様は、株価の変動により不測の損害を被る可能性があります。

大規模買付者については、大規模買付ルールを遵守しない場合や、大規模買付ルールを遵守した場合であっても大規模買付行為が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、対抗措置が講じられることにより、結果的にその法的権利または経済的側面において不利益が発生する可能性があります。

## ５．本プランの有効期間等

本プランの有効期間は、本定時株主総会終結の時から、１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとします。ただし、有効期間の満了前であっても、当社株主総会の決議または当社取締役会の決議によって本プランを廃止することができます。また、当社は、当社取締役会において、本プランの有効期間中に独立委員会の承認を得たうえで、本プランを修正し、または変更する場合があります。

当社は、本プランの廃止または変更等がなされた場合には、当該廃止または変更等の事実および変更等の内容その他の事項について、情報開示を速やかに行います。

## 6. 本プランの合理性

本プランは、経済産業省および法務省が平成17年5月27日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則を以下のとおり充足するものであり、また、経済産業省の企業価値研究会が平成20年6月30日に公表した報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」を踏まえた内容となっており、高度の合理性を有する措置です。

### ①企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則

当社の対応策は、前記のとおり、大規模買付者に対し、事前に大規模買付行為に関する必要な情報の提供および検討のための期間の確保を求めることにより、当該大規模買付行為に当社株主の皆様が応ずるべきか否かを適切に判断するための情報と時間を提供するものであって、当社取締役会においても、当該大規模買付行為の賛否、または代替案の提示、大規模買付者との交渉を可能にするものです。これは、正に企業価値および株主共同の利益を確保するために必要な措置です。

### ②事前の開示

当社は、株主および投資家の皆様へ対応策を事前に開示し、防衛策の是非について、適正な選択の機会を確保いたします。また、当社は今後も、法令および関係ある金融商品取引所の規則に従って適時適切な開示を行います。

### ③株主意思の重視

本プランは、上記5.に記載のとおり、本定時株主総会終結の時以降も継続し、有効期限は、平成24年開催の定時株主総会終結の時までとし、更に当社取締役会が以降も本プランを継続させるべきと考えた場合は、同様に定時株主総会に議案を提出し、本プランの継続の賛否を株主の皆様にお諮りする予定です。株主の皆様のご承認が得られなかった場合、本プランは当該定時株主総会終了の時をもって失効します。また、有効期限の満了前であっても、当社株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合、本プランはその時点で廃止されるものとします。従いまして、本プランの導入および廃止には、株主の皆様のご意思が十分反映される仕組みとなっています。

### ④必要性・相当性確保の原則

当社の対応策が必要であることについては、前記のとおりですが、当社対応策は、いわゆる「事前警告型」に属するものであり、新株予約権無償割当ての対抗措置の発動は、大規模買付行為が大規模買付ルールに反してなされた場合や濫用的な大規模買付行為に対してのみ発動されるものであって、しかも独立委員会の助言に基づいて行われるものであり、その方法において相当性を有しています。



⑤デッドハンド型買収防衛策やスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、上記５．に記載のとおり、当社取締役会により廃止することができるものとされていることから、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社は、取締役の任期について期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

以上

(別紙1)

新株予約権を無償割当する場合の概要

1. 新株予約権付与の対象となる株主およびその割当方法

取締役会で定める割当期日における最終の株主名簿に記載または記録された株主に対し、その所有株式（ただし、同時点において当社の有する当社普通株式を除く。）1株につき1個の割合で新株予約権を割り当てる。

2. 新株予約権の目的となる株式の種類および数

新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は1株とする。

3. 発行する新株予約権の総数

新株予約権の割当総数は、割当期日における当社の最終の発行済株式数（ただし、同時点において当社の有する当社普通株式を除く。）を上限として、取締役会が定める数とする。

4. 新株予約権の効力発生日

取締役会において別途定める。

5. 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際してする出資の目的は、金銭とし、新株予約権の行使に際して出資される財産の当社普通株式1株当たりの価額は金1円を下限として当社普通株式の時価の2分の1を上限とする金額の範囲内で取締役会が定める額とする。

6. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡による取得については、取締役会の承認を要するものとする。

7. 新株予約権の行使条件

新株予約権の行使条件は、取締役会において別途定めるものとする。なお、大規模買付者およびそのグループ（共同保有者、特別関係者、ファンドの場合には組合員その他構成員を含む。大規模買付者とあわせて以下、「特定株主グループ」という。）または特定株主グループから本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲受けもしくは承継した者（以下、これらの者を「非適格者」という。）は、原則として本新株予約権の権利行使をすることはできない。

## 8. 当社による新株予約権の取得

(1) 当社は、新株予約権の行使期間の初日の前日までの間いつでも、当社が新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が別に定める日において、新株予約権の全部または非適格者以外の新株予約権者が所有する新株予約権のみを取得することができる。

(2) 当社は、取締役会が別に定める日において、非適格者以外の者が有する新株予約権のうち、当社取締役会の定める当該日の前営業日までに未行使の新株予約権の全部を取得し、これと引き換えに、新株予約権1個につき予め定める当社普通株式を交付することができる。当社は、かかる新株予約権の取得を複数回行うことができる。

## 9. 新株予約権の無償取得事由（対抗措置の廃止）

以下の事由のいずれかが生じたときは、当社は、新株予約権の全部を無償にて取得することができる。

①株主総会において大規模買付者の買収提案について普通決議による賛同が得られた場合

②株主総会において大規模買付者の提案に係る取締役会候補者全員が取締役として選任された場合

③その他取締役会が別途定める場合

## 10. 新株予約権の行使期間等

新株予約権の行使期間その他必要な事項については、取締役会にて別途定めるものとする。

以上

(別紙2)

独立委員会委員略歴

本プランの独立委員会の委員は、以下の3名を予定しております。

露木 琢磨(つゆき たくま) (再任)

【略歴】

昭和36年生まれ

平成6年4月 弁護士登録、小沢・秋山法律事務所入所

平成11年11月 エム・ユー・フロンティア債権回収株式会社取締役就任(現任)

平成12年4月 露木法律事務所開設(現露木・赤澤法律事務所)(現任)

平成15年8月 当社監査役就任(現任)

出澤 秀二(いでさわ しゅうじ) (再任)

【略歴】

昭和32年生まれ

昭和58年4月 弁護士登録

平成7年3月 出澤法律事務所(現出澤総合法律事務所)代表就任(現任)

平成18年3月 株式会社ファンコミュニケーションズ監査役就任(現任)

平成18年4月 ビジョン株式会社監査役就任(現任)

平成20年3月 株式会社ネクストジェン監査役就任(現任)

甘粕 潔(あまかす きよし) (再任)

【略歴】

昭和40年生まれ

昭和63年4月 横浜銀行入行

平成7年5月 米国デューク大学にて経営学修士(MBA)取得

平成15年2月 株式会社ディー・クエスト取締役就任

12月 公認不正検査士(CFE)資格取得

平成17年4月 米国公認不正検査士協会(ACFE)日本事務局長就任

平成19年12月 日本公認不正検査士協会専務理事就任

平成22年1月 企業リスク管理コンサルタントとして独立

平成22年6月 当社監査役就任(現任)

平成23年5月 株式会社インタクト・コンサルティング設立  
代表取締役就任(現任)

以上

(別紙3)

#### 独立委員会規程の概要

- ・ 独立委員会は当社取締役会の決議により設置される。
- ・ 独立委員会の委員は、3名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立している（i）当社社外監査役又は（ii）社外の有識者のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会が選任する。ただし、社外の有識者は、経営経験豊富な企業経営者、投資業務に精通する者、弁護士、公認会計士、会社法等を主たる研究対象とする学識経験者、またはこれらに準ずる者でなければならない。
- ・ 独立委員会委員の任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結時までとする。ただし、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りでない。また、社外監査役であった独立委員会委員が、監査役でなくなった場合（ただし再任された場合を除く。）には、独立委員会委員としての任期も同時に終了するものとする。
- ・ 独立委員会は、以下の各号に記載される事項について決定し、その決定の内容を、その理由を付して当社取締役会に対して勧告する。当社取締役会は、この独立委員会の勧告を最大限尊重して、対抗措置の発動又は不発動等に関する会社法上の機関としての決議（対抗措置の発動又は不発動の中止を含む。）を行う。なお、独立委員会の各委員および当社各取締役は、こうした決定にあたっては、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、専ら自己又は当社の経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。

①本新株予約権の無償割当その他の対抗措置の発動又は不発動（独立委員会は、必要と認めた場合には対抗措置の発動時期等について条件等を付して勧告をすることができる。）

②本新株予約権の無償割当その他の対抗措置の発動の中止又は本新株予約権の無償取得

③本プランの廃止又は変更（ただし、変更については、会社法、金融商品取引法その他の法令もしくは金融商品取引所の規則の変更又はこれらの解釈・運用の変更、又は税制、裁判例等の変更により合理的に必要と認められる範囲に限る。）

④その他当社取締役会が判断すべき事項のうち、当社取締役会が独立委員会に諮問した事項

- ・ 上記に定めるところに加え、独立委員会は、以下の各号に記載される事項を行う。

①買付者等および当社取締役会が独立委員会に提供すべき情報およびその回答期限の決定

②買付者等の買付等の内容の精査・検討

③買付者等との交渉・協議

④代替案の提出の要求・代替案の検討

⑤独立委員会検討期間の設定・延長

⑥その他本プランにおいて独立委員会が行うことができると定められた事項

⑦当社取締役会において独立委員会が行うことができると定めた事項

- ・ 独立委員会は、買付者に対し、意向表明書の記載内容が本必要情報として不十分であると判断した場合には、本必要情報を追加的に提出するよう求める。また、独立委員会は、買付者等から意向表明書および独立委員会から追加提出を求められた本必要情報が提出された場合、当社の取締役会に対しても、所定の合理的な期間内に、買付者等の買付等の内容に対する意見およびその根拠資料、あれば代替案その他独立委員会が適宜必要と認める情報・資料等を提示するよう要求することができる。

- ・ 独立委員会は、必要があれば、直接又は当社取締役会等を通して、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から買付者等の買付等の内容を改善させるために、買付者等と協議・交渉を行うものとする。

- ・ 独立委員会は、必要な情報収集を行うため、当社の取締役、監査役、従業員その他独立委員会が必要と認める者の出席を要求し、独立委員会が求める事項に関する説明を求めることができる。

- ・ 独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。）の助言を得ること等ができる。

- ・ 各独立委員会委員は、買付等がなされた場合その他いつでも独立委員会を招集することができる。

- ・ 独立委員会の決議は、原則として、独立委員会の委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。ただし、委員に事故あるときその他やむを得ない事由があるときは、独立委員会委員の過半数が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行うことができる。

以上

(別紙4)

当社株式の状況(平成23年3月31日現在)

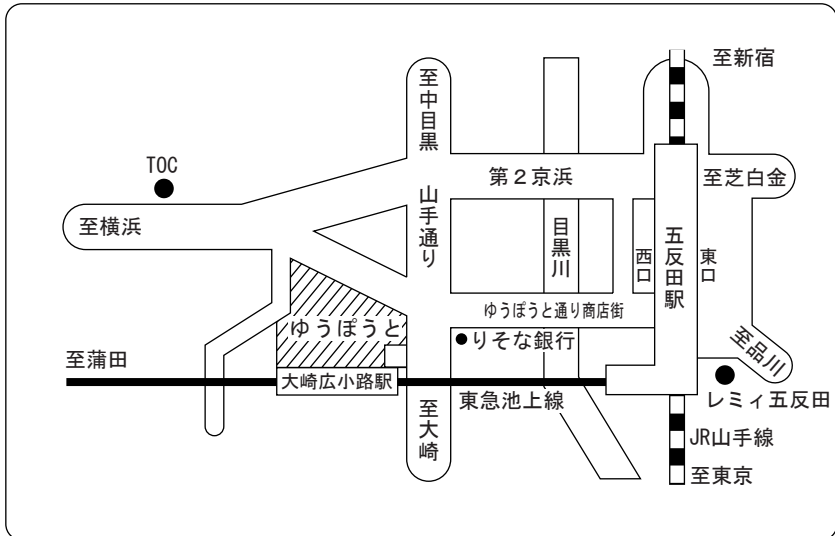
1. 発行可能株式総数 100,000株
2. 発行済株式総数 29,560株
3. 株主数 817名
4. 大株主上位10名(自己株式除く)

| 順位 | 株主名                       | 所有株数<br>(株) | 持株比率<br>(%) |
|----|---------------------------|-------------|-------------|
| 1  | 剣 持 忠                     | 8,528       | 30.2        |
| 2  | デジタル・アドバタイジング・コンソーシアム株式会社 | 5,588       | 19.8        |
| 3  | 株 式 会 社 リ ク ル ー ト         | 2,832       | 10.0        |
| 4  | 有 限 会 社 光 パ ワ ー           | 1,700       | 6.0         |
| 5  | メ ン バ ー ズ 従 業 員 持 株 会     | 1,142       | 4.0         |
| 6  | 株 式 会 社 光 通 信             | 1,020       | 3.6         |
| 7  | 株 式 会 社 ジ ャ ス ト           | 750         | 2.7         |
| 8  | 小 峰 正 仁                   | 483         | 1.7         |
| 9  | 増 田 利 光                   | 483         | 1.7         |
| 10 | 山 本 治                     | 408         | 1.4         |

(注) 持株比率は自己株式(1,343株)を控除して計算しております。

以上

## 株主総会会場ご案内図



○場所 ゆうぼうと 6階 芭蕉

東京都品川区西五反田 8丁目 4番13号

TEL 03 (3490) 5111

○交通 JR山手線・都営地下鉄浅草線五反田駅から徒歩5分

東急池上線 大崎広小路駅前